

平成29年第2回教育委員会定例会 会議録

■ 開催年月日

平成29年2月23日（木） 16時16分開会
17時29分閉会

■ 開催の場所

指宿市役所 2階 中会議室

■ 出席者

教育長 : 西森 廣幸
教育委員 : 西 広美, 七夕 利久, 別府 竜人, 藤井 千代美

■ 欠席委員

なし

■ 会議に出席した関係者の氏名並びに職員の職及び氏名

教育部長	長山 君代
教育総務課長兼学校給食センター所長	下吉 龍一
学校教育課長	中原 英樹
社会教育課長	中摩 浩太郎
スポーツ振興課長	今村 将吾
指宿商業高校事務長	満石 知
教育総務課参事兼学校整備室長	前薊 佳生

■ 会次第

- (1) 開会の宣告
- (2) 会議成立の宣言
- (3) 前回の会議録の承認
- (4) 会議録署名者の指名
- (5) 教育長の報告
- (6) 会議の公開等について
- (7) 議事
 - ・ 日程第1 議案第4号 平成28年度指宿市一般会計補正予算（第15号）教育費（案）の作成に伴う市長への同意について
 - ・ 日程第2 議案第5号 平成29年度指宿市一般会計予算教育費（案）の作成に伴う市長への同意について
 - ・ 日程第3 議案第6号 指宿市立学校管理規則の一部改正について
 - ・ 日程第4 議案第7号 指宿市指定文化財の指定について
 - ・ 日程第5 報告第1号 奨学資金選考会要綱の一部改正について
- (8) その他
- (9) 閉会の宣告

■ 会議要旨

1 開会の宣告

(西森教育長)

ただ今から、平成29年第2回教育委員会定例会を開会いたします。

2 会議成立の宣言

(西森教育長)

本日は、委員全員が出席しておりますので、会議は成立しております。

3 前回の会議録の承認

(西森教育長)

次に、前回会議録の承認です。

平成29年第1回指宿市教育委員会定例会の会議録を承認することについて、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

(西森教育長)

異議なしと認め、前回会議録を承認いたします。

4 会議録署名者の指名

(西森教育長)

次に、本日の会議録署名者の指名です。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第16条第3項の規定により、本日の会議録の署名委員を別府委員にお願いいたします。

5 教育長の報告

(西森教育長)

次に、教育長の報告です。

別紙資料を準備してありますので、ご覧ください。

1番目の学校保健会研究発表会です。毎年行われるわけですが、1年間の学校保健等について、研究発表や表彰等をされました。主催は学校保健会ということで、会長は医師の森先生でございます。

2番目の地区対抗女子駅伝競走大会が、1月29日に霧島市で行われました。昨年度は9位ということで、Cクラス優勝でございましたが、今年は10位ということで、昨年度、熊毛地区と最後のところでデッドヒートの場面もございましたが、今年は逆になり反省もしていました。熊毛に続いて10位ということでした。

3番目のITP授業公開です。ITPというのは、いぶすきのたまてばこプロジェクトの略です。今年は、先生方に集まっていただいて、授業力の向上・授業づくりということで取り組

んでいただきました。小学校から6名の教諭と教頭先生が世話役、中学校からは4名の教諭と教頭先生が世話役ということで、1年間を通して授業づくりの研究をしていただきました。特に、附属小中学校と交流を図ったり、ご指導をいただいたりしながら、最近話題になっている子どもたちが主体的に動く授業づくりを研究していただいたところです。その成果として、2月3日と9日に、南指宿中学校と丹波小学校で授業を公開し、市内の各学校から授業参観をしていただいて、研究・協議等をしたところでございます。

4番目は、市のPTA連合会主催の活動研究発表大会及びおやしサミットが、市民会館で開催されました。PTAの発表等は各学校の当番校ではございますが、活動の発表・交流ができたかと思えます。

5番目は、指宿ライオンズクラブ40周年記念式典に参加させていただきました。

6番目の第5回市教頭研修会ですが、2月15日に今年度最後の教頭研修会を行いました。1年間の反省をし、これから来年度に向けての計画等についてもお願いをしたところですが、私の方からは「この子らを見よ、教育はここから始まる。この子らを見よ、教育はこれで分かる。」と。やはり子どもたちの実態・現状をきちっと見て、何をすべきかという計画を立ててほしい。そして、今の時期に子どもたちを評価していくわけですが、1年間の取組で子どもたちを見た時に、自分の学校の取組はこういう成果が上がったと、それが分かるようなまとめをしていただきたいということでお願いをしました。

それから、7番目の県下一周駅伝競走大会が、2月18日から22日までの5日間で開催されました。昨年度は6位という成績でございまして、Bクラスで今年は戦ったわけですが、5日間の累計が9位ということでございました。私も監察車に乗せていただいて、選手と共に応援をさせていただきましたが、一生懸命走っている姿に感動しましたし、沿道にはたくさんの方々があり、特に指宿地域内では応援が多かったのではと思います。選手の皆様方が1年間、絶え間なくコツコツと努力をして、力をつけて走っておられることを考えた時に、郷土の大きな力・励みになるのではないかなと思います。指宿市内では、COCCOはしむれと利永小学校が中継所ということで、地域の方々がボランティアで、おもてなし活動に携わっていただきました。審判の方々ももちろんですが、特に利永小学校は毎年、昼の時間に中継が行われますので、利永校区の皆様方は、おにぎりや豚汁を作るために、前日または朝早くから釜で炊いたり、煮たりと準備して下さいます。地域の皆様方が総出で、おもてなしをしてくださっていることに、感謝したいなと思ったところでございます。

8番目は、こころのプロジェクト「夢の教室」の中学校の部が、2月21日から明日の24日まであります。各学校にサッカー・陸上・水泳の選手の方々が、夢先生で入っておられます。大変好評で、子どもたちにとって良い刺激になり、夢を与えてくださっているのかなと思います。今朝、新聞でご覧になったかもしれませんが、南日本新聞の「消しゴム」の欄に、池田小学校が校庭の芝生化のモデルとなったことから、校庭芝生発祥の地という碑を建立し、それに、川淵三郎さんご夫婦がお出でになったと載っていました。川淵三郎さんと池田小学校の繋がりは、いろいろな形でマスコミ等にも報道されているわけですが、川淵さんが池田小学校の前を通りがかって、校庭が芝生になっていてすばらしいと。こういう学校を全国に広げていきたいなということで、情報発信をされたということです。2000年の2月に通りがかられて、出会いがあったわけですが、ずっとその時からの交流が続いている。校区の運動会に来られたり、直

近では、この夢先生の事業が始まった時にお出でいただいて、池田小学校も訪問されました。この記念碑の中に、川渕さんが書いた言葉が彫られているわけですが、「夢があるから強くなる」というメッセージを刻んでいただいております。子どもたちの参考になっていくのかなと思います。

9番目の「僕の夢 私の夢」立志の主張大会が、今度の土曜日25日にあります。詳しくは、社会教育課課長の方から、後で話があるかと思いますが、お手元の資料にて案内してまいります。ヤマキの会が主催して、中学校2年の子どもたちが、自分の考えを発表し合うという取組でございます。もう1つ資料をお届けしてありますが、今、小中一貫教育、小中連携教育を全市的に進めているところです。この時期で申しますと、小学校の子どもたちが中学校に進学した時に、スムーズに、中学校の生活に馴染んでいけるような取組をしていただきたいということで、開聞中学校区においては、開聞小学校・川尻小学校・開聞中学校の3校で交流や、小学校で中学校の先生に授業をしていただくといった、そういう触れ合い活動も兼ねた取組をしていただいております。お届けしたかったのは子どもたちの感想で、そういう所にたくさん出られて、やはりすべきだよねと思うことでした。また詳しくは見ていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で教育長報告を終わります。

6 会議の公開等について

(西森教育長)

次に、本日の会議の公開についてお諮りいたします。

本日の議案 日程1、日程2については、予算に関する案件でありますので非公開で、その他の議案については公開で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(西森教育長)

ご異議もないので、そのように取り扱います。

7 議事

日程第1 議案第4号

「平成28年度指宿市一般会計補正予算（第15号）教育費（案）の作成に伴う市長への同意について」
・・・原案同意

日程第2 議案第5号

「平成29年度指宿市一般会計予算教育費（案）の作成に伴う市長への同意について」
・・・原案同意

(西森教育長)

日程第3 議案第6号「指宿市立学校管理規則の一部改正について」を議題といたします。提案の説明をお願いします。

(長山部長)

日程第3 議案第6号 指宿市立学校管理規則の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

資料の4ページをお開きください。

指宿市立学校管理規則の一部を別紙のとおり改正したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものであります。改正の理由でございますが、6ページの左側の表をご覧ください。現行の指宿市学校管理規則第75条第2項では、学校職員が着任したときは、速やかに着任届けを提出しなければならないと規定されています。一方、県立学校の着任届制度については、鹿児島県立学校管理規則の改正により、すでに、この着任届の提出が廃止されていることから、本市においても、着任届制度を廃止しようとするものであります。

改正の内容につきましては、6ページの新旧対照表でご説明いたします。

指宿市立学校管理規則の第75条第2項を削り、同条第3項中「前2項に規定する赴任延期願及び着任届」を「前項に規定する赴任延期願」に改め、同項を同条第2項とするものであります。また、着任届を廃止することから、第28号様式を削除するものであります。

以上で、指宿市立学校管理規則の一部改正についての説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

(西森教育長)

学校職員が異動により着任した時は、着任届けを提出しなければならないということが、これまでではあったわけですが、県の規則等が改正されたということで廃止された。他の市町村においても、今、提案がありましたような規則の改正を行っていると聞いております。

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(西森教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第3 議案第6号については、提案のとおり可決することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(西森教育長)

それでは、日程第3 議案第6号は、提案のとおり可決することといたします。

(西森教育長)

次に、日程第4 議案第7号「指宿市指定文化財の指定について」を議題といたします。提案の説明をお願いします。

(長山部長)

日程第4 議案第7号 指宿市指定文化財の指定について、提案のご説明を申し上げます。資料の7ページをお開きください。

指宿市文化財保護条例第4条の規定に基づき、次の無形民俗文化財を指宿市指定文化財に指定したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第13号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。指宿市文化財保護条例第4条第1項は、「教育委員会は、市の区域内に存する文化財のうち、市にとって重要なものを、有形文化財、無形文化財、有形民俗文化財、無形民俗文化財、記念物の区分により、それぞれ指宿市指定文化財に指定することができる」となっております。また、第4条第3項では、「教育委員会は、第1項の規定により、無形文化財を指定無形文化財又は無形民俗文化財を指定無形民俗文化財として指定しようとするときは、保持者又は保持団体を認定しなければならない」となっております。

8ページをご覧ください。

今回は、「上野猿の子踊り」を指宿市指定無形民俗文化財に指定しようとするものです。これにつきましては、先月開催されました、第1回定例教育委員会で市文化財保護審議会へ諮問することについて議決をいただき、早速、市文化財保護審議会へ諮問を行いましたところ、去る2月6日に市文化財保護審議会会長 藏菌治己氏より、9・10ページの答申書が市教育委員会へ提出されました。その答申を受けまして、郷土芸能「上野猿の子踊り」を指宿市指定無形民俗文化財に指定し、併せて「上野猿の子踊り保存会」を保持団体として認定しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

(西森教育長)

第1回定例会で、上野猿の子踊りの諮問についてお願いしたわけですが、その答申書をいただきました。それに基づいての提案でございます。

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(七夕委員)

2月11日に開催されました、開聞小学校の上野地域PTA公開研究におきまして、上野猿の子踊りが国務大臣内閣府特命担当大臣賞を受賞したということで、児童から地域住民まで大変喜んでおりました。確かに踊り手の減少で、上野地区に在住する小学生で存続させるのは、とても困難になってきておりますが、区長さん始め地域住民の方々のお話を聞きまして、猿の子踊りを絶やしてはならないという意気込みを強く感じましたので、私は指定に賛成したいと思っております。よろしくお願いいたします。

(西職務代理者)

先月の会で、これをぜひ諮っていただきたいということで、諮っていただき返ってきたのが、保持団体として民俗文化財という方針。よかったなと思っているところですので、そのままではよろしいのではないのでしょうか。

(西森教育長)

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(西森教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第4 議案第7号については、提案のとおり可決することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(西森教育長)

それでは、日程第4 議案第7号は、提案のとおり可決することといたします。

(西森教育長)

次に、日程第5 報告第1号「奨学資金選考会要綱の一部改正について」を議題といたします。提案の説明をお願いします。

(長山部長)

日程第5 報告第1号 奨学資金選考会要綱の一部改正について、ご報告申し上げます。

資料の11ページをお開きください。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第23条第1項の規定に基づき、奨学資金選考会要綱の一部を別紙のとおり改正いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。今回の要綱の一部改正は、平成28年第12回教育委員会定例会において議決されました「指宿市教育委員会公印規則の改正」により、「教育長職務代行者」を「教育長職務代理者」に名称変更したことから、奨学資金選考会要綱についても、同様に名称の変更を行うとともに、所要の改正を行ったものであります。

改正の内容につきましては、新旧対照表でご説明いたしますので、13ページをご覧ください。

第3条中の「教育長職務代行者」を「教育長職務代理者」に改めるとともに、第1条、第2条及び第6条についても文言を整理するため、所要の改正を行ったものであります。この要綱は、平成29年1月30日から施行しております。

なお、本来であれば、本要綱の改正を行う場合は、教育委員会の議決が必要であります。日程の都合上、本定例会より前に奨学資金選考会を開催する必要がありましたので、教育長の専決により要綱の一部改正を決定し、本定例会において報告したものであります。

以上で報告を終わります。

(西森教育長)

定例会に先立ちまして、奨学資金の選考会を実施したところですが、諸般の事情によって報告が後になったということは、ご了承いただきたいと思います。

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(西森教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第5 報告第1号は終了いたします。

8 その他

(西森教育長)

以上で、本日、予定されていましたが議案等については、すべて終了いたしました。その他で何かございませんか。

(七夕委員)

事務局の方では、明日までの日程で24会場を回りまして、再度、学校のあり方出前説明会を行っております。幾度となく説明に向いてくださることに感謝申し上げます。

去る2月8日に開催されました、開聞・川尻校区の青少年育成会議で、学校整備室から学校再編についての説明を聞きました。説明の後、参加者から「教育委員会は現時点ではまだ何も決まっておらず、本年度末に一定の方向性を示すといっているが、すでに開聞・山川地域での小中一貫校の方向性は決定しており、ありきで推進委員会での協議を進めているのではないか。」との質問がありました。この質問に対しまして、事務局としてはどう考えておられますか。

(前菌室長)

関連がありますので、始めに青少年育成会議における出前説明会について説明をさせていただきます。

教育委員会資料の15ページをご覧ください。

学校整備室では、各校区の青少年育成会議で時間をいただいて、学校のあり方について、これまでの経過や、現在行っていることなどについて説明させていただいております。これまで、9校区の青少年育成会議に出席いたしました。本日は徳光校区、明日が池田校区の青少年育成会議になります。また、そこに記載してありますとおり、他にも小中学校PTA、保育園の行事など要請があった所に出掛けておりまして、昨日までで21会場、延べ千人を超える保護者や市民の方々に、お話をさせていただいているところであります。

前置きが長くなりましたが、ご質問に対してお答えします。一定の方向性を示すことに関しましては、現在、市の調査研究内容を望ましい学校づくり推進委員会にお示しして、様々な意見をお伺いしているところでございます。開聞・山川地域の小中一貫校につきましては、いくつかの再編パターンの中の1つとしまして、推進委員会に提示させていただいていることは事実ではございますが、決まったこととしてご意見をいただいているものではありません。なお、これまで今年度末を目途に、一定の方向性を示したいとしておりましたが、昨年12月に市議会に出された学校再編に関する陳情書の内容、庁内の関係課長等で組織する調査研究チームから、もう少し議論が必要ではないかとの意見。先般、開催された推進委員会の協議なども踏まえ、方向性を示すことには慎重に対応していきたいと考えているところでございます。

(七夕委員)

情報が正確に伝わるのが一番大事なことだと思いますので、地域住民の方々が正確な情報を元に判断できるよう、今後もよろしくお願いいたします。

それと、もう1点あります。同じく川尻で行われました青少年育成会議で、推進委員会の委員が所属する団体から、「教育委員会から推進委員会の委員の推薦依頼があったので、団体の代表として推薦したら、地域の代表となっていた。そうなれば委員の責任が非常に重い。教育委員会の委員の選考方法は安易ではないのか。」という質問もありました。このことについて、事務局はどう考えておられますか。

(前園室長)

推進委員会の委員の選考方法につきましては、各団体に推薦をお願いしまして、教育委員会が委嘱をしています。例えば、地域代表は地区の自治公民館連絡協議会長あるいは区長会に、保護者代表につきましては、各学校のPTA会長に推薦をお願いしたところでございます。

推進委員会の役割は、学校のあり方について、一定の方向性を示すための事務局の提案に対しまして、様々な立場から、個人としての意見をいただく組織として位置づけております。したがって、推進委員会の委員は各団体の意見を集約して、会議に参加していただくものではないというふうに考えております。ご質問があった委員は、幼児保護者の委員であるかと思えます。幼児保護者の委員については、市内の保育園・幼稚園の保護者を対象にしているところでございますが、全ての園から委員を出していただくと大人数となるため、指宿・山川・開聞の各地域にある、特定の園から1人ずつ選考させていただいているところでございます。なお、その園の選択にあたりましては、小規模な学校が所在する地域の保育園としたところでございます。

(七夕委員)

今、このような状況の中で、推進委員の方々の心労もいかに感じるところであります。今後も会議を続けていく中で、推進委員の方々が堂々と意見を言える環境をつくっていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

(西森教育長)

いろいろな形で、委員の皆様方にも声が届くのではないかと思います。その都度、事務局の方にも声をお聞かせくださるよう、よろしくお願いいたします。

別の案件で何かございませんでしょうか。

(なしの声)

9 閉会

(西森教育長)

以上で、平成29年第2回指宿市教育委員会定例会を閉会いたします。